

## 建設業者の社会保険等加入対策の強化について（概要）

建設業の持続的な発展に必要な人材の確保や法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を目的として、社会保険等の加入対策に関する取り組みを推進するため、見附市建設工事請負基準約款を令和 8 年 2 月 1 日付けで一部改正します。

### 1. 社会保険等の加入業者に限定した取り組み

#### ① 取り組みの趣旨

市と契約を行う建設工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを原則禁止。

#### ② 実施内容及び確認方法

- ・受注者に、全ての下請負人についての社会保険等加入状況を確認し、社会保険等への未加入の建設業者があるときは、当該業者に対し、加入指導を行うことを求める。
- ・受注者による加入指導等によってもなお、未加入のものがある場合（特別の事情があると発注者が認める場合等を除く。）には、市は受注者に対して、契約解除、指名停止、工事成績評定の減点等の措置を講じる場合がある。
- ・受注者から監督員へ提出される施工体制台帳及び再下請通知書において、記載の全ての業者に関する社会保険等への加入状況を確認。

### 2. 法定福利費の適切な支払いに関する取り組み

#### ① 取り組みの趣旨

社会保険等未加入対策を進めていく中で法定福利費の確保が重要。これまでの受注者から提出される見積書では、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況だったことから、受注者が市へ提出する見積書のほか、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書を含め、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示してもらうことにより、社会保険等の加入に必要な金額を確保するもの。

#### ② 実施内容及び確認方法

- ・契約締結後 1 4 日以内に、法定福利費を明示した工事費内訳書（任意様式）を監督員に提出。
- ・提出された工事費内訳書による法定福利費の金額が、市が算出した金額に比べて著しく乖離がある場合には、受注者に対して算出根拠の妥当性を確認。
- ・確認の結果、不正行為が強く疑われる場合については、国土交通省等と連携し、必要な措置を講じる場合がある。

### 3. 対象工事

令和 8 年 2 月 1 日以降に契約を締結する、請負金額 2 0 0 万円（税込）を超える工事。